



旭川市 病児保育事業の ご案内



病児保育事業とは

児童が病気や怪我の時、仕事などで保護者が家庭で保育できない場合に、一時的にその児童の保育や看護を行う事業です。市内に居住し、保育所等に通っている生後5か月から小学3年生までが対象です。

病児保育事業の利用予約がスマホ等からLINEやネットできるようになりました！

★ 利用方法

① アカウントの作成【初回利用時のみ】



② 施設登録【施設初回利用時のみ】



※利用施設が複数ある場合はそれぞれの登録が必要です

③ 予約の申込み

予約申込みは利用日の前日正午以降に可能になります。「今すぐ予約する」または「施設を探す」からご利用したい施設を選択し、予約申込みをしてください。
※予約後に施設から受入可能な旨の連絡が来て初めて利用が確定します。

④ 利用

申込み後、利用しない場合は必ずキャンセル操作をしてください。

ネット予約サービス「あずかるこちゃん」操作方法（動画）



病児保育事業について

利用定員：各施設1日3名

実施日時：月曜日から土曜日 午前8時から午後6時まで
※ただし、祝日・12/30～1/4まで休園

利用期間：原則7日以内

病児保育

対象：病気の急性期にあつて、集団保育が困難
であること

利用料金： 5時間を超える場合 2,000円
5時間以内の場合 1,000円
同一疾病による連続2日目以降
1日 1,000円

※給食費は別途300円が必要

※お迎えサービス料金は1日500円が必要

お迎えサービスとは：保育所等で児童が体調不良に
なった際、保護者に代わつて病児保育室の看護師が
保育所へ迎えに行き、診察後、病児保育室で預かる
サービスです。（要電話連絡）

病後児保育

対象：病気の回復期にあつて集団保育が困難
であること

利用料金： 5時間を超える場合 1,700円
5時間以内の場合 850円
同一疾病による連続2日目以降
1日 850円

※給食費は別途300円が必要

利用に備えて、まずはアカウント作成
施設登録をお願いします



★ 実施施設

【病児保育】

北彩都病児保育室

まほうのちから

旭川市宮下通11丁目1

電話 0166-74-5334

【病後児保育】

ほのぼの保育園

旭川市春光3条7丁目

電話 0166-53-4103

NEW

【病後児保育】

永山おおぞら認定こども園

旭川市永山5条15丁目

電話 080-5989-1548

※令和7年4月1日開始

事業の詳細（旭川市HP）



アカウント作成～予約、あずかるこちゃん操作はこちら



LINE操作の方↑



WEBサイト操作の方↑

担当：子育て支援部 こども保育課

TEL： 0166-25-9106